第７表

インバランス収支計算書

年　月　日から
年　月　日まで

（単位　千円）

費　用　の　部		収　益　の　部	
項　目	金　額	項　目	金　額
営業費用 地帯間購入電源費 他社購入電源費 （インバランス対応取引費用） （インバランスの買取りに係る費用） 社内取引費用 （インバランス対応相当額取引費用） （インバランスの買取相当額取引費用） 営業利益（又は営業損失）		営業収益 地帯間販売電源料 他社販売電源料 （インバランス対応取引収益） 託送収益 接続供給託送収益 （インバランスの供給に係る収益） （インバランスリスク料に係る収益） 社内取引収益 （インバランス対応相当額取引収益） （インバランスの供給相当額取引収益） （インバランスリスク料相当額取引収益）	

（記載注意）
１　次に掲げる事項について、脚注として記載すること。
（１）　インバランス収支計算書の作成に関する会計方針（重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。）
（２）　会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額（ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。）
（３）　必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項
（４）　インバランスの供給に係る電力量（kWh）及びインバランスの買取りに係る電力量（kWh）
（５）　インバランスに係る債権の貸倒損及び貸倒損引当から貸倒損引当戻入を控除した額
２　インバランスリスク料に係る収益は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第13条の３の３第２号に掲げる額を記載すること。

注１　該当すべき事項がないときは、表の作成又は記載を省略することができる。
２　営業収益の額が千億円を超える事業者は、「（単位　千円）」を「（単位　百万円）」に読み替え、百万円単位をもって表示することを妨げない。